

会 議 録

1 会議名

平成26年度 第4回岱明地域協議会

2 開催日時

平成27年2月27日（金）午後3時から午後4時20分まで

3 開催場所

岱明支所 2階 第2会議室

4 出席者

(1) 委 員：前田敦子、松本正廣、木村 勝、宮本隆志、村上俊三、杉本末敏、高本敬志、土本 勝、西村美津子、安田敬一、吉田絹代、檜原宏海

(2) 事務局：永田岱明市民生活課課長補佐、宇野岱明市民生活課市民係長

(3) 所管課：島崎企画経営課長、松田企画経営課課長補佐、福島企画経営課課長補佐、小山財政課長

欠席者

委 員：堀本こず恵、倉野尾知弘、小山玲子

5 会議内容

(1) 玉名市新市建設計画の変更について（諮問）

(2) その他

6 議事の概略・協議結果

(1) 玉名市新市建設計画の変更について（諮問）

諮問内容について説明後、質疑応答が行われ適当と認められる。

(2) その他

7 会議資料

(1) 会議次第

(2) 玉名市新市建設計画書

(3) 玉名市新市建設計画書対照表

8 傍聴人の数

2人

9 非公開の理由

—

10 会議録の種類

要点記録

11 発言の内容

(事務局)

只今から、平成26年度第4回岱明地域協議会を開催いたします。

本日は、15名のうち12名の委員の皆様にご出席をいただいております、委員の2分の1以上の出席がありますので、「玉名市地域自治区の設置等に関する条例」第12条第2項の規定により、本会議が成立することをご報告いたします。

それでは最初に、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長)

みなさまこんにちは、3月を目の前にして少し暖かい日差しになり庭にはスイセンの芽が芽生えて春が近づいて来ていると感じております。

みなさま方もいろいろとお忙しい時期になると思いますが、出席いただきましてありがとうございます。

本日は、1つの議題が出されておりますので、真剣な審議を行いたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、本日の議事録署名人の指名を、会長をお願いします。

(会長)

本日の議事録署名人ですが、安田委員、吉田委員をお願いいたします。

(事務局)

それでは議事に入る前に資料の確認をお願いします。

【会議資料の確認】

それでは議事に入りたいと思います。議事進行につきましては、会長が議長を務めることになっておりますので、会長をお願いしたいと思います。それでは、会長よろしくをお願いします。

(会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

ご説明がありました後、発言をされるときは挙手をして、名前を言ってから発言をするようにお願いいたします。

最初に、議題（1）玉名市新市建設計画の変更について（諮問）の説明を、企画経営課よりお願いいたします。

(企画経営課)

みなさまこんにちは、玉名市役所企画経営課の松田と申します。

まず、始めにこの新市建設計画とは何なのかの説明をさせていただきます。その後、新市建設計画の変更についての議題を、地域協議会に諮問することの理由、意図についてご説明をさせていただきます。

現在の新市建設計画は、新しい市を創るにあたり合併協議会を合併予定市町で設立し、今後の新玉名市で、どのような市のまちづくりをするのかを総合的、効果的に推進するために協議を行い策定されたもので、平成17年10月以降の市が執り行う施策、大綱について述べてあります。その際、新市建設計画については、合併した翌年度から向こう10年間の計画を創ることが法律で決まっております。本市に於きましては、平成17年10月に合併しておりますので、平成27年度までの計画でありました。

現在、平成26年度も終わりに近づいており、残り1年あまりの計画ですが、平成23年3月に東日本大震災が発生し、これに基づきまして東北地方、特に震災をうけた地域に於いては、震災の影響で予定していた計画が進まないのではないかとということで、被災地については10年間の計画が延長が出来る法律の改正がございました。改正した当時は、東日本のみでありましたが、九州を始めとする他の地域からも、東日本地区に公共事業等が集中するといろいろな面で、影響があるため計画延長の運動がおこり、更に法律の改正が行われ、東日本地域以外に於いても5年間の延長を認めることとなり、現計画期間内に延長申請をすることが法律で定められております。

玉名市に於いては、改正を受け検討した結果5年間の延長、新市建設計画の変更をすることで、この度、提案をするのもであります。

なぜ、5年間の延長が必要の理由につきましては、市で事業を行うにあたり、財源の確保ができないため、その事業の一部について借金(起債)を行います。合併した市町村に於いては、特例として通常の起債よりも有利な起債が法律で決まっております合併特例債と申します。

【合併特例債についての説明】

合併特例債を使うことの出来る事業については、この新市建設計画になければならないことになっております。

よって、合併から9年経ち、この後、約6年間の中で玉名市が進めて行かなければならない事業があります。その事業をするにあたっての財源確保のため、合併特例債を使うことが出来るよう新市建設計画を変更すると

ということが理由であります。

また、地域協議会に諮問する理由であります。合併後、10年間は新市の動向を監視するうえで地域協議会が設立されております。よって、合併前の新市建設計画を変更する場合、地域にかかわりのある地域協議会に変更（案）をお送りし、そのご意見を賜わるため、諮問をするものであります。

以上、新市建設計画の中身と、今回、地域協議会に計画の変更（案）をお計りする理由について説明をさせていただきました。

(企画経営課)

つづきまして、新市建設計画の変更内容について説明をさせていただきます。企画経営課の福島と申します。よろしくお願いたします。

【新市建設計画の変更内容について資料に沿って説明】

今後のスケジュールになりますが、昨日から今日にかけて各地域協議会に説明を行っております。今後は、ご意見等を踏まえたうえで、パブリックコメントを実施し、県と十分な協議を行いまして、6月の定例議会に提案する予定で進めております。

説明につきましては、以上でございます。

(企画経営課)

一言だけ付け加えさせていただきます。只今、2人から説明しましたが、これだけの膨大な内容の説明かと思われている方も多と思います。本日、説明しましたのは、今回、変更するところを中心にお話しました。

先ほど、説明しました小中一貫教育でありますとか、サッカー場、市民会館等の重要な部分の変更については説明させていただきましたので、これだけのボリュームでの短い説明でありましたが、ご了承いただき内容につきまして、気になる点がありましたらご意見を賜わりたいと思います。

よろしくお願いたします。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま、新市建設計画の変更の理由、諮問する理由、変更内容の説明をいただきました。今後、パブリックコメントを行うということで、このような難しい問題を出されてもなかなか理解が出来ないと思っておりましたが、本日、説明を受けまして、協議会の重要性を感じました。また、新市建設計画については、計画が無いと合併特例債等の活用が出来ないと説明もありました。それで、このような資料になっているのかと思います。

みなさま、今の説明を聞きまして、何か質疑、ご意見等がありましたら、挙手をして発言をお願いします。

(委員)

まず、諮問です、説明を受けて納得することだと思います。

今まで、協議会で岱明の公民館について協議してきましたが、新市建設計画に入っていません。

平成17年の合併前に合併協議会で委員会を作り首長、議会議長、代表の方により協議をしまして、岱明町公民館は計画されていました。この新市建設計画に入っていないので計画はどうなっているのか。

それと、合併特例債は10年間と聞いていましたが、先ほどの説明で東日本大震災により5年延びたということは、玉名市でも使えるのですか。

(企画経営課)

委員の質問につきまして、資料41ページをお開き下さい。行財政運営の効率化にも書いてありますが、この中には岱明公民館整備事業の文言はありません。みなさまご存知の通り、天水町でも同じような活動をしていますが、天水町公民館整備の文言も入っていません。ただ、新市建設計画の考え方としては、事業がわかるような文言であればという前提があります。よって、資料41ページに公共施設の適正配置と整備という文言として入っております。それと現実的には岱明公民館の建設、整備については、私たちが何回もお話しておりますが、具体策は出来てない状況です。

先の議会では、玉名市として岱明地区の住民の方からの意見を伺い、もう一度考えてみますとお答えをしています。玉名市としては、みなさま方と話をしながら、なるべく早い時期に岱明の施設整備をやりたいと思います。且つ、計画を5年間延長しますので、岱明につきましては、この新市建設計画の中で充分、組み込めると認識しておりますので、岱明地区の施設整備が平成32年度までには出来るよう頑張っていきたいと思っておりますし、合併特例債を使って行きたいと考えております。

(企画経営課)

先ほど、意見がありました、岱明町の公民館、合併前については、岱明文化センター建設ということで、旧岱明町でワークショップを開き計画(案)を取りまとめられ新市建設計画に反映する形で財源計画に名称として上がっております。横島町の体育館、サッカー場についても同様でございます。資料26ページに主要事業の一覧に社会教育の充実とあります。施策区分の①生涯学習基盤の整備があり、事業・内容として、生涯学習施設の整備、公民館の整備充実とありますので、合併特例債の対象になるとの判断であります。

また、この度、横島町の体育館については、現在、建設が進んでおり確実に出来上がりますので、本計画を明確にするために名称を載せております。横島町体育館の名称を入れなくても、主要事業の一覧に社会体育施設の充実とありますので、横島町の体育館建設も合併特例債の対象になると判断をしております。

(委員)

今の説明で、横島体育館とありますが、合併協議会の中で、横島は支所でした、既に出来上がっています。その時に横島体育館はありましたか。

(企画経営課)

当時の資料がありますが、横島町体育館については計画に載っておりません。

サッカー場についても同様です。

(委員)

サッカー場については、市長選挙のマニフェストと理解していますが、前から計画されているとは聞いていません。

(企画経営課)

サッカー場建設につきましては、基本構想を作りましたのが平成13年になります。総合計画につきましてはサッカー場建設の名称で無くスポーツ施設の充実という形の経緯であります。

(委員)

スポーツ施設の充実になると話が分かりません。

私たちが協議する上で、市民会館は新市建設計画で変更してありますので、お伺いしていますが。

(企画経営課)

当時の新市建設計画には、横島町体育館、サッカー場は載っていませんが、計画を作るためには、沢山の計画書があり財源計画の中に事業名として入っております。

ただ、市民会館については、入っていませんでした。

(委員)

今、いろいろと説明されましたが、他の地区は良くなって、なぜ岱明は出来ないのかと思います。もう少し担当課で考えていただいて、岱明公民館整備等を載せていただければ良いのですが、出ていないので、一生懸命言っています。

(会長)

やはり、町の住民としては、岱明の事が書いてないと気になるのが現実だと思います。行政の方も、いろんな施策により取り組みされ膨大な資料

が出来ていると思います。ひとつひとつ私たち住民に納得する説明というのは届かないかもしれませんが、何かありますか。

(企画経営課)

今、会長よりもありましたが、委員の意見につきまして、昨日、天水で地域協議会がありました。その中でも話しましたが岱明の集約化、天水も今からの状況であります、市の考えを押し付けるのでは無く、再考すると議会の場でも申し上げていますので、岱明、天水につきましたは、出来る限り、みなさま方と話をしていきますし、新市建設計画には文言として入っていませんが、優先事項と考えておりますので、今後も協議をさせていただいて、なるべくお互いの意思を尊重しながら平成32年までに造らせていただきたい気持ちでありますので、ご理解をお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。

他に、ご意見ありますか。

(委員)

今の件につきましては、岱明公民館の名前は入れていただきたい思いがあります。

基本的な質問ですが、合併協議会は無くなっているのですか。それで、合併協議会に代わるものが地域協議会という位置づけですか。

(企画経営課)

合併協議会については、市町村を合併するための協議会でありまして、合併予定市町村の首長、議長等が入り合併するかの是非を図る会であります。その会議の中で合併が決まりますと、合併協定書を作成しそれぞれの市町村の議会の議決が必要になりますし、法律に基づく重要な事柄を決定するのが合併協議会です。それと、地域協議会につきましては、合併後の旧市町の在り方についての協議を行うため、地方自治法に基づき旧市町の在り方について協議する会になります。よって、合併前の新市建設計画の変更については、それぞれの地域のことを議論しておられる、各地域協議会にお図りをするべきと云うことで諮問をさせていただきます。

(委員)

合併協議会は無いということですね。

今回の新市建設計画は、担当課で新しい計画を作成したのですか。

(企画経営課)

今回、改正につきましては、合併後、企画経営課が業務を引継いでいますので、新市建設計画の変更については企画経営課で担当しています。

(委員)

わかりました。

今の時点では、(案) ですか。市長等の行政判断は出ているのですか。

(企画経営課)

今の段階では、変更する期限がありますので、それに基づいて進めております。合併して9年経っていますので、それぞれの事業の担当課へ当初の新市建設計画の変更について提案し、各担当課より報告を受け変更したのが今回の資料の変更(案)になります。それと同時に、県と協議を行っている段階でございます。

(委員)

この新市建設計画の提出先は何処になりますか。

(企画経営課)

いろいろな手続きがありますが、最終的には国になります。

(委員)

わかりました。

その前提で意見になりますが、資料5ページに人口と世帯とありますが、現在、平成27年ですが、国勢調査の結果ということで平成22年のデータになっています。なぜ、平成26年のデータが載らないのかと思います。国の資料になるのであるならデータが古すぎると思います。

(企画経営課)

人口につきましては、一般的には市の計画を行う時は、全ての国民に対して調査する国勢調査が基本になります。先ほども言いましたけど、国より地方交付税等の交付金が出る場合については、基礎となりますのが国勢調査に基づく数字になり5年毎の全国調査になります。

玉名市には、住民基本台帳がありますが、市に登録している人口になり、実態人口でない部分がありますので、計画書等の資料は国勢調査の人口が基礎になります。

(委員)

わかりました。

それから、資料14ページの主要指標の見通しの総人口で、予測が外れた結果を載せてありますが、なぜ、外れたのか判断はされているのですか。いろいろ検討されていると思いますが、少しでも説明があればと思います。

(企画経営課)

平成16年11月に策定するときに、目標人口が7万5千人とたてられました。当時も流動人口とか、出生、死亡、企業誘致を行い定住化を図る

ということでの目標でありましたが、一番の原因は全国的な人口の減少が大き過ぎたことが要因であると思います。

(委員)

それから、主要事業のところにも不満だったのが、資料17ページから施策の方向の説明が沢山書いてありますが、中身がどんな事を行っているのか見えません。事業毎の事業費を出せば、みなさんの理解が出来ると思うのですが、質問ですが、資料19ページの概算事業費とありますがこれは何ですか。

(企画経営課)

毎年、長期財政計画の見通しの予測を行っております。

この、概算事業につきましては、今回、新市建設計画を延長しますので、16年間の合計金額になります。

資料16ページに基本目標で示している、6つの分野により、当初の新市建設計画の金額を示してあります。その各分野を按分しまして、今後の長期的な見通しを各分野で見直しをし、同じような視点となるよう分配率で按分した金額を示しております。

(委員)

最低限の分割の事業費を示していただきたいです。

それと中身について、基本目標で便利で快適な社会基盤の整ったまち、公共交通の充実とあり、いいことを書いてありますが、現実問題として、たまに新幹線を使いますと駐車場が空いていません。この問題は議会でもあっており対策しますと聞いていますが、つい先日も行ったら駐車場が空いてなく困りました。後日、市役所に行き担当者に止められないときの対策は聞きましても回答が有りませんでした。個別の問題になりますが計画するだけでは進まないと思います。

(会長)

ありがとうございました。

具体的な施策については、これから進めて行かれると思いますので、その時に市民の声を十分に活かしていただいて、玉名市が良くなったと言われ発展に繋がればと思います。

(委員)

今のような細かい質問になるかと思いますが、先ほど、委員からありました公民館の件ですが、運用という意味で、私が見てますと玉名市社会福祉協議会の会議はほとんど横島公民館です。そこに行くのに約30分かかります。合併した町ですから何処でも出来るような運用をしていただかないと、玉名市に住んでいながら不便な感じであります。計画するとき、

もっと交流が出来るような運用にさせていただいて、全市民が共通の認識をもてる運用にしないといけないと思います。

(委員)

先ほど、委員より地域協議会は合併協議会の代わりですかの質問があり、執行部より違いますとありました。合併協議会は岱明町の人口、財産を持ち寄って公民館を造ることを決められています。ただ、造ってくれと言っているのではなく、町の財産等について協議を行い造る計画であったと思います。だから、合併協議会と地域協議会は違うと思います。今の地域協議会は諮問、報告の説明はありますが説明に対し意見を言うことしかありません、財産等を持ち寄って協議をした合併協議会とは全然違うと思います。

(会長)

いろいろな市民の考えや意見が沢山あると思いますけれど、先ほどの人口減少の原因について委員から質問がありましたが、やはり人口が増える施策として法律は出来ていますが、実際、運用としては殆ど出来ていないと思います。玉名市が明るい方向に進んでいくような、オリジナルな事業が出来ればという思いがあります。玉名市が明るくなれば、住みやすくなり人口も増えることに繋がると考えておりますので、意見等を充分活かしていただきまして、この様な大きな計画が出来ていますので、1つ1つの施策に充分取り組んでいただきたいと思います。

他には、ありませんか。

(企画経営課)

本日、諮問をさせていただきましたので、答申をいただく形になると思います。市として、大枠での計画を目指すという段階でございますが、法律に基づいて計画書を期限内に国まで申請しまして、合併特例債を有効に活用したいと思いますので、大枠、市の方針で良ければ、岱明地域協議会としてのお答えが必要になりますので、答申がいただければ有りがたいと思いますし、何かありますなら付記していただければ、その後、市の方で判断をさせていただきます。この新市建設計画書の大きな流れとして問題なければ、問題なしの答申をいただければ幸いです。

(会長)

このような大きな計画は、全て網羅しないといろいろな事業で合併特例債も使えないということでしょうから、今後の玉名市を考え検討したうえで計画していただいていると思いますので、進めていただきたいと思います。

それと、パブリックコメントをされるとのことでしたけど、この計画について行うということですか。

(企画経営課)

この計画についてのパブリックコメントを行います。

(企画経営課)

パブリックコメントにつきましては、一般的には、意見、提案、制度という形になります。市が計画を作る場合には、計画書を作り市議会に提案する前に、市民の皆さまに見ていただいて意見等を投げかけます。やり方としまして、市のホームページ、それと市役所、各支所に期間を定めまして据え置き閲覧を行う制度であります。

(委員)

ホームページにより、意見を言えるようになるのですか。

(企画経営課)

今度、3月の中旬で考えて、広報等で周知をいたします。

(委員)

わかりました。

そういうのがあれば、ここで細かいことについては言わないですみます。

(企画経営課)

全ての重要な計画については、パブリックコメントを実施しなければならない市のルールがございますので、その都度、約2週間から1箇月の期間を定め、市民のみなさま方に自由に意見を伺う機会を設けております。そのパブリックコメントが何時行っているのかの情報については、市の広報を通じて全市民に伝えておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

(会長)

ありがとうございました。

市民の方は、なぜ、新市建設計画を変更するのか分からないと思いますので、本日の説明で必要であると言われましたので、コメント等を出される時には、少しでも説明を付け加えていただければ、これが必要である観点で考えことが出来ると思いますので、よろしく願いいたします。

(委員)

先ほどの説明の再確認になりますが、岱明中央公民館の動きについて、今、どういう状態であると住民に説明したらいいですか。

(企画経営課)

その他ということで、少しだけ説明させていただきます。

先ほどの繰返しになりますが、今の現状は、市民の皆さま、特に岱明地区の皆さまの考えを聴いたうえで、考えを再考するという状態であります。今後、議会にも相談しながら進める段階であります。

(会長)

それでは、議題（１）玉名市新市建設計画の変更についての諮問でございますが、この内容で答申ということで、よろしいですか。

【一同賛成】

(会長)

そのように決定させていただきます。

最後、議題（２）のその他について、事務局から、何かありませんか。

(事務局)

ありません。

(会長)

以上で本日のすべての議題が終了しましたので、事務局にお返しします。

(事務局)

それでは、これもちまして平成２６年度第４回岱明地域協議会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

12 問い合わせ先

玉名市岱明市民生活課 TEL0968-57-1111